

岐阜県いじめ問題対策検討会（議事要旨）

1 開催日時・場所

日 時：令和8年5月27日（水）午後2時00分から午後3時45分

場 所：岐阜県庁舎20階 会議室2001

2 組織の概要

岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針の策定及び見直しについての意見を聴取するとともに、岐阜県におけるいじめ防止等のための基本方針を踏まえ、いじめ防止等の対策に係る団体や市町村の連携を図る。

3 構成

青少年育成県民会議岐阜県生徒指導推進会議会長 岐阜県弁護士会
岐阜県医師会（欠） 岐阜県臨床心理士・公認心理師協会
岐阜県都市教育委員会 岐阜県町村教育委員会 岐阜県小中校長会
岐阜県高等学校長協会 岐阜県私立中学高等学校協会 岐阜県 PTA 連合会
岐阜地方法務局人権擁護課 岐阜県警察本部生活安全部少年課
岐阜県中央子ども相談センター 私学振興課 学校安全課

4 いじめ問題に関する現状と今年度の施策について

- ・岐阜県はいじめの現状や対応状況等の報告と R8 年度はいじめの防止などのための組織・事業の概要についての説明。

5 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（令和7年4月1日改定）について」

- ・本方針は、いじめ防止対策推進法に則り、作成。H29、R3 の改定に続き、3 回目の改定。

6 意見交換（今年度の取組等について）

- ・「大人が変われば子どもが変わる」という信念で健全育成に取り組んでいる。自分の行動を振り返り、よくない行動は大人から行為を止め、子どもの見本として取り組むように展開している。
- ・いじめ防止授業を弁護士が講師となり、「人権という観点」からいじめがなぜいけないのかという趣旨で取り組んでいる。現在、羽島、多治見で展開している。
- ・子どもがいじめについて自主的に考える機会を。社会を支え、切り拓く人材として自分たちの社会は自分たちで作っていく当事者意識を高められるような取り組みができないか検討している。
- ・子供の人権強化週間を位置づけている。SOSミニレターを実施し、悩み事がある場合、人権擁護委員が中心にアドバイスしている、また、事案によって直接学校に情報提供することもある。
- ・非行防止、薬物乱用防止教室を実施している。SNSが事態を複雑化させたり、生成AIによるフェイク画像が流失したりするなど、受け取った画像を誰かに送る行為自体が名誉棄損になる。情報モラル教育など、当事者意識がもてるよう、教材を検討している。
- ・いじめの定義は「本人が苦痛を感じたら」である。仲間うちでトラブルになってしまう事案が増えている気がする。人間関係がもつれてしまった際に、教育相談体制が充実し、教職員のスキルは上がっている。一方で生徒にそのスキルを身に付けさせたいと感じている。
- ・各学校のいじめ防止の取組は、フローチャートなど適正に作って対応している。SOSの出し方に関する教育を実施し、子どもたちが困り感をどう表出させるのかに努めている。小さい芽のうちに対応することが大切。
- ・なぜいじめが起きるか、なぜその行為をしなければならないのか。その背景に目を向けることがいじめを防ぐための取組になると考える。